

## 平成 27 年度搬送困難事例受入医療機関支援事業について

## 1 実施案

平成 25 年度までの国の補助事業である「受入困難事案患者受入医療機関支援事業」に年間の救急患者受入総件数に占める受入困難事案患者受入件数の割合（以下「受入困難事案患者受入割合」という。）により補助率に差を付け、医療機関のモチベーションを維持、向上させ、現状の救急医療体制の維持（向上）を図るもの。

また、受入件数の要件を緩和した上で、広く二次救急医療機関に補助することにより、二次救急医療機関の救急患者の受入れを促し、かつ、三次救急医療機関の負担軽減も併せて図る。

## 受入困難事案患者受入割合

$$= \text{年間受入困難事案患者受入件数} / \text{同年の年間救急患者受入総件数}$$

医療機関の規模や機能等により受入件数の大小に差が出ることを考慮し、受入困難事案患者受入割合を指標として採用することで、救急搬送時間の長期化の要因の一つと考えられる受入困難事案患者の相対的な受入れの底上げを図り、救急搬送時間の短縮に向けた一助とするもの。

（注 1）年間受入困難事案患者受入件数は休日・夜間の受入件数に限る。

（注 2）年間救急患者受入総件数は 24 時間、365 日の全ての救急患者受入件数

対象	休日・夜間の受入困難事案患者の受入件数が年間 50 件以上													
対象医療機関	二次及び三次救急医療機関（全県）													
基準額	受入 1 件当たり 8,870 円 ただし、交付申請が予算を超過した場合には一定の調整率で調整する。													
補助率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受入困難患者受入割合 15%未満 → 4/5 (80.0%)</li> <li>・ 受入困難患者受入割合 15%以上 30%未満 → 9/10 (90.0%)</li> <li>・ 受入困難患者受入割合 30%以上 → 10/10 (100%)</li> </ul> <p>さらに、国立、公立・公的病院は 1/2 を乗じる。 以上をまとめると下表のようになる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;"></th> <th style="width: 25%;">①国立 公立・公的 (民間×1/2)</th> <th style="width: 25%;">②民間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受入割合 15%未満</td> <td style="text-align: center;">2/5</td> <td style="text-align: center;">4/5</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">15%以上30%未満</td> <td style="text-align: center;">9/20</td> <td style="text-align: center;">9/10</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">30%以上</td> <td style="text-align: center;">1/2</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> </tbody> </table>			①国立 公立・公的 (民間×1/2)	②民間	受入割合 15%未満	2/5	4/5	15%以上30%未満	9/20	9/10	30%以上	1/2	1
	①国立 公立・公的 (民間×1/2)	②民間												
受入割合 15%未満	2/5	4/5												
15%以上30%未満	9/20	9/10												
30%以上	1/2	1												
受入困難事案	救急搬送実施基準第 6 号の 11 項目													

## 2 新旧対照表

※ 下線部は平成 26 年度からの変更箇所

	平成 26 年度	平成 27 年度実施案
対象件数	休日・夜間の受入困難事案患者の受入件数が年間 120 件以上	休日・夜間の受入困難事案患者の受入件数が年間 <u>50 件以上</u>
交付対象医療機関	二次・三次救急医療機関（全県）	同左
基準額	受入 1 件当たり 8,870 円	同左
補助率	国立病院 1/3 公立・公的病院 1/2 民間病院 3/3	<u>受入困難事案患者受入割合に応じた補助率を乗じることとする。</u> <u>受入割合 15%未満 4/5</u> <u>受入割合 15%以上 30%未満 9/10</u> <u>受入割合 30%以上 10/10</u> <u>さらに、全体額に、国立、公立・公的病院は 1/2 を乗じる。</u> ※ 受入困難事案患者受入割合 ＝年間受入困難事案患者受入件数 ／同年の年間救急患者受入総件数
受入困難事案	11 項目 （①飲酒，②急性アルコール中毒， ③背景として精神疾患あり，④複数科目，⑤認知症，⑥過去に問題のある傷病者，⑦要介護者，⑧独居・身寄りなし，⑨自殺企図，⑩住所不定， ⑪年齢等の要因で長期入院が予測される脳疾患及び骨折）	同左

### 【交付例】

○民間病院の場合

- ・対象期間：平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで
- ・救急患者受入総件数：2,800 件 …①
- ・受入困難事案患者受入件数：450 件 …②
- ・受入困難事案患者受入割合（②/①）≒16.1%（受入割合 15%以上 30%未満）  
→ 補助率：9/10
- ・**補助額＝8,870 円×450 件×9/10＝3,592,000 円**
- ※ 国立、公立・公的病院は、さらに 1/2 を乗じる。

（参考）平成 27 年度本事業予算額 41,248 千円（全額一財）

※ 交付申請が予算を超過した場合には、補助全体額を一定の調整率で調整する。